

吹付けアスベストの除去等工事費を助成します

一戸建て住宅

工事費の **2/3** 上限 **50** 万円

分譲マンション、その他

工事費の **2/3** 上限 **300** 万円



工事業者との契約前に、申請と交付決定が必要です
1建物につき1回だけ申請ができます

対象となる建材

アスベスト含有率が0.1%を超える **レベル1** 吹付けアスベスト・吹付けロックウールのみ
(その他の吹付け材、保温材や断熱材、仕上げ塗材、成形板等は助成対象外です。)

対象となる建築物

平成18(2006)年8月31日以前に建築された以下のすべてに該当する建築物

1. アスベスト含有調査(定量分析)で対象建材があることを確認済の建築物
2. 過去または現在において、新宿区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと
(是正指導等を受けている場合は、是正していること)



対象者



個人の場合

所有者、所有者の承諾を得て申請する者(所有者の親族または対象建築物に居住する者)で、住民税を滞納していない者



法人の場合

所有する中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する者)



区分所有の場合

分譲マンション等の管理組合の代表者(アスベスト除去等工事を行うことについて、管理組合の総会の決議等により管理者として選任された者を含む)

対象工事

下記の1～3のすべてに該当すること

1. 次のいずれかの除去等工事であること

除去 : 吹付けアスベスト等を取り除く工事

囲い込み : 平成18年国土交通省告示第1173号第1項第1号に定める吹付けアスベスト等が添加された建築材料を被覆する工事

封じ込め : 平成18年国土交通省告示第1173号第1項第2号に定める添加された吹付けアスベスト等を建築材料に固着する工事

2. 大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、石綿障害予防規則その他関連法令等に基づき適切に行う工事
3. 工事の計画策定等を建築物石綿含有建材調査者が行い、計画に基づく現場体制により実施する工事

助成内容

※ 解体・改修(リフォーム)に伴ってアスベスト除去が必要となる場合、アスベスト除去に関する費用のみが助成対象となります。

①助成の対象となる費用

除去等工事の費用

仮設工事費、除去等工事費、除去アスベストの処分費等

関連工事の費用

実施設計計画費、除去工事後の耐火被覆工事費、アスベスト濃度測定費

②助成金の額

建築物の用途	助成金の額
一戸建て住宅 ※	(除去等工事費+関連工事費)×2/3 (上限額50万円)
分譲マンション、その他	(除去等工事費+関連工事費)×2/3 (上限額300万円)

※ 併用住宅の場合は、区にご相談ください。

※ 消費税は助成金の対象外です。

※ 助成額の算出は1棟の建築物を単位とします。

※ 助成額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

問合せ先

新宿区都市計画部防災都市づくり課

☎03-5273-3829

FAX:03-3209-9227



手続等の詳細はこちら

